

ASAHI NEWS

令和8年5月11日
第194号

朝日税理士法人 城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
<http://www.asahitax.jp>



■ ■ ■ 5月の主な予定 ■ ■ ■

税務・会計

3月決算法人の確定申告：6月1日（法人税、消費税、事業税、住民税）

所得税確定申告の延納届出に係る延納税額の納付：6月1日

自動車税の納付：都道府県が条例で定める日

経営・経済

5月12日：景気動向指数速報発表（内閣府）

5月19日：国内1～3月期GDP速報値発表（内閣府）

5月21日：貿易統計発表（財務省）

5月22日：全国消費者物価指数発表（総務省）

5月28日：米1～3月期GDP改定値発表（米・商務省）

5月29日：鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表（経産省）



「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し」

令和5年度税制改正により令和7年から適用されている「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置」いわゆる「ミニマムタックス」ですが、さらに令和8年度税制改正により令和9年からその適用のハードルが下がることになりました。今月号はこの「ミニマムタックス」について取り上げます。

「ミニマムタックス」とは、税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得には、最低限の負担を追加する制度です。

国税庁のHPでは、令和7年からの改正は、所得30億円を超える超富裕層に対する実質的な追加課税制度のような記載ぶりですが、実際には給与所得、不動産所得、上場株式等の譲渡所得・配当所得がないケースでは、約9.9億円超の譲渡所得(たとえば不動産の売却益、未上場株式の売却益)があると追加課税が発生する可能性があります。

令和9年からは、同様の事例だと約3.3億円超の譲渡所得があると、追加課税が発生する可能性があります。

現 行

その年分の基準所得金額から3億3,000万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額が納めるべき所得税の金額を超過した場合に、その超過した差額を追加的に申告納税することになります。

具体的には、株式の譲渡所得・土地建物の譲渡所得や給与・事業所得その他の各種所得を合算した基準所得金額から3億3,000万円の特別控除額を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額が、納めるべき所得税の金額(基準所得税額)を超過した場合となります。

現 行: (その年分の基準所得金額 - 3億3,000万円) × 22.5% > 納めるべき所得税額(基準所得税額)

超過差額分を追加納付

➤ 基準所得金額 = 申告不要制度(※1)を適用しないで計算した合計所得金額(※2)

※1 申告不要制度とは下記の特例をいいます。

- ・ 確定申告を要しない配当所得等の特例
- ・ 確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得の特例

※2 合計所得金額は、その年分の所得税について適用する特別控除額を控除した後の金額とし、合計所得金額には源泉分離課税の対象となる所得金額、スタートアップに再投資する場合の優遇税制の適用を受けた株式譲渡益、NISA制度の非課税所得を含まないものとなります。

➤ 基準所得税額 = その年分の基準所得金額に係る所得税の額(外国税額控除等を適用しない場合の所得税の額)

(注) 附帯税及びこの規定により課される所得税額を除く



改 正 内 容

改正案では、基準所得金額から控除する特別控除額が1億6,500万円(現行: 3億3,000万円)に引き下げ、税率が30%(現行22.5%)に引き上げられます。

改正案: (その年分の基準所得金額 - 1億6,500万円) × 30% > 納めるべき所得税額(基準所得税額)

超過差額分を追加納付

ここが改正



適 用 時 期

令和9年分以後の所得税について適用となります。

令和8年度税制改正～研究開発税制～

研究開発投資促進と国際競争力のあるイノベーション環境の確保から、次の見直しが行われました。



1. 重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度の創設

国家戦略として重要な六つの技術領域(AI・先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙)への研究開発を促す観点から、新たに「戦略技術領域型」の研究開発税制が創設されました。

項目	内容	
対象法人	青色申告書を提出する法人(※1)	
対象となる費用(※2)	① 重点産業技術試験研究費の額	認定研究開発法人が同計画に従って行う特定重点研究開発に係る試験研究費の額
	② 特別重点産業技術試験研究費の額	①のうち産業技術力強化法における重点産業技術共同研究開発機関(仮称)と共同して行う試験研究又は同機関に委託する試験研究に係るもの
税制措置	税額控除 (控除しきれなかった税額控除額は、 3年間の繰越しが可能(※3))	重点産業技術試験研究費の額×40%
		特別重点産業技術試験研究費の額×50%
		当期の法人税額の10%が限度
対象期間	産業技術力強化法の重点研究開発計画の認定の日以後5年を経過する日又は計画期間終了日のいずれか早い日までの期間内の日を含む各事業年度	

- ※1 産業技術力強化法の改正を前提とし、同法の改正法の施行日から令和11年3月31日までの間に同法に基づく重点研究開発計画(仮称)につき同法の認定を受けること(認定を受けた法人を「認定研究開発法人」といいます。)
- ※2 対象となる費用からは、他の研究開発税制(一般試験研究費の税額控除、中小企業技術基盤強化税制及び特別試験研究費の税額控除)の適用を受けるものを除きます。
- ※3 繰越控除の適用を受けようとする事業年度において、試験研究費の額が前期の試験研究費を超える必要があります。
- ※4 グループ通算制度における「戦略技術領域型」の研究開発税制の適用にあたっては、一定の措置が講じられました。

2. 一般試験研究費の税額控除制度の見直し

全企業型の研究開発税制(一般型)については、控除率のトップラインを維持しつつ、さらなる試験研究費の増加を促す観点から、控除率や控除上限の厳格化がなされました。

適用年度	令和8年(2026年)3月31日まで		令和8年(2026年)4月1日から		令和9年(2027年)4月1日から	
控除率	1%～14%		0%～14%		0%～14%	
増減試験研究費割合(A)	12%超	$11.5\%+(A-12\%)\times 0.375$ (上限14%(原則10%))	12%超	$11.5\%+(A-12\%)\times 0.375$ (上限:14%(原則10%))	15%超	$11.5\%+(A-15\%)\times 0.375$ (上限:14%(原則10%))
			0%以上12%以下	$11.5\%+(12\%-A)\times 0.25$	3%超15%以下	$8.5\%+(A-3\%)\times 0.25$
	12%以下	$11.5\%-(12\%-A)\times 0.25$ (下限1%)	0%未満	$8.5\%+A\times 30分の8.5$ (下限0%)	3%以下	$8.5\%+(A-3\%)\times 13分の8.5$ (下限0%)
試験研究費割合(B)	10%超	上記の控除率×(B-10%)×0.5 を上乗せ(上限10%)	10%超	同左	10%超	同左

適用年度		令和8年(2026年)3月31日まで		令和9年(2027年)4月1日から	
控除上限	増減試験研究費割合(A)	原則	25%	原則	25%
		4%超	原則に(A-4%)×0.625 を上乗せ(上限5%)	7%超	原則に(A-7%)×0.625 を上乗せ(上限5%)
		△4%超	原則から(Aの絶対値-4%)×0.625 を減算(上限△5%)	△1%超	原則から(Aの絶対値-1%)×0.625 を減算(上限△5%)
	試験研究費割合(B)	10%超	原則に法人税×(B-10%)×2) を上乗せ(上限10%)	10%超	同左

※上記のほかに、一定のベンチャー企業の場合の上乗せ措置(上限15%)があります。

令和8年度税制改正～研究開発税制～



研究開発投資促進と国際競争力のあるイノベーション環境の確保から、次の見直しが行われました。

3. 中小企業技術基盤強化税制の見直し

中小企業向けの研究開発税制について、控除率及び控除上限の上乗せ措置の適用期限が3年間延長され、継続的な研究開発を促す観点から、**3年間の繰越控除制度**が創設されました。

内容（内容は変更無し）				
控除率	増減試験研究費割合 (A)(※1)		12%超	(1) $12\%+(A-12\%) \times 0.375$ (上限17%)
			12%以下	(2) 一律12%
	試験研究費割合 (B)(※2)		10%超	上記(1)又は(2)に下記を上乗せ (3) $\{ \text{上記(1)又は(2)} \} \times (B-10\%) \times 0.5$ (上限10%)
控除上限	原則		(4) 法人税 $\times 25\%$	
	A	12%超	(5) (4)に法人税 $\times 10\%$ を上乗せ	
	B	10%超	(6) (4)に法人税 $\times (B-10\%) \times 2$ (上限10%を上乗せ)	
繰越控除	創設	控除しきれなかった税額について、3年間の繰越が可能となります。		
	適用要件	① 繰越控除を受けようとする事業年度の試験研究費の額 $>$ 前期の試験研究費の額(※3) ② 同事業年度において一般試験研究費の税額控除の適用を受けていない		
適用期限	令和11年(2029年)3月31日まで3年延長			

- ※1 過去3期分の平均試験研究費の額の対する当期の試験研究費の額の増減割合をいいます。
※2 当期及び過去3期分の平均売上高に占める当期の試験研究費の額の割合をいいます。
※3 通算法人は、上記①については、グループ全体の試験研究費の額により判定します。なお、繰越控除額は、通算法人ごとに計算します。

4. 特別試験研究費の税額控除制度の見直し及び国外で行われる委託試験研究費の適用範囲の見直し

特別試験研究の税額控除制度について次の見直しが行われ、また、研究開発税制の適用を受ける委託試験研究費のうち、委託先が国外であるものについては、その適用が一部制限されることになりました。

項目	改正						
1. 特別試験研究費の税額控除制度の見直し	★ 見直し内容 ① 大学等との共同開発及び大学等への委託研究に係る試験研究費の額 一定の要件を満たし、経済産業大臣の指定を受けた大学等については、大学等の長が認定した金額(現行: 専門家による確認が必要) ② その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究費の額 重点産業技術試験研究費の税額控除の適用を受ける場合は、本制度の適用の対象外となります。 ③ 新規高度研究業務従事者に対して人件費を支出して行う試験研究の要件						
2. 国外で行われる他の者に委託する試験研究(※1)に係る試験研究費の額	(1) 医薬品、医療機器、再生医療等製品に係る試験研究のうち、一定のものについては、その試験研究費の全額が税額控除の対象になります。 (2) (1)以外の試験研究費については、開始する事業年度の区分に応じ、それぞれの割合を乗じた金額が税額控除の対象となります。 <table><tr><td>令和8年(2026年)4月1日から 令和9年(2027年)3月31日までの間</td><td>70%</td></tr><tr><td>令和9年(2027年)4月1日から 令和10年(2028年)3月31日までの間</td><td>60%</td></tr><tr><td>令和10年(2028年)4月1日以降</td><td>50%</td></tr></table>	令和8年(2026年)4月1日から 令和9年(2027年)3月31日までの間	70%	令和9年(2027年)4月1日から 令和10年(2028年)3月31日までの間	60%	令和10年(2028年)4月1日以降	50%
令和8年(2026年)4月1日から 令和9年(2027年)3月31日までの間	70%						
令和9年(2027年)4月1日から 令和10年(2028年)3月31日までの間	60%						
令和10年(2028年)4月1日以降	50%						

※1 契約又は協定により委託する試験研究で、その委託に基づき行われる試験研究が国外で行われるものに限ります。